

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：千葉県（知事部局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.5%
全職員	84.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.4%
本庁課長相当職	101.7%
本庁課長補佐相当職	96.5%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.5%
31～35年	94.8%
26～30年	93.6%
21～25年	92.7%
16～20年	90.8%
11～15年	91.6%
6～10年	94.4%
1～5年	100.0%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、 $23時間15分 \div 38時間45分 = 0.6人/月$)

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当や住居手当は男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は88.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は71.6%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・職員の男女比は4:6であるところ、会計年度任用職員の男女比は3:7になっており、暫定再任用職員等より相対的に給与水準が低い会計年度任用職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 千葉県会議議長、千葉県選挙管理委員会、千葉県代表監査委員、千葉県人事委員会、千葉県海区漁業調整委員会が任命する職員を含んでいる。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 千葉県企業局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.3%
全職員	84.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	95.1%
本庁係長相当職	90.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.0%
31～35年	89.2%
26～30年	90.2%
21～25年	83.1%
16～20年	78.4%
11～15年	89.6%
6～10年	85.1%
1～5年	98.0%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、 $23\text{時間}15\text{分} \div 38\text{時間}45\text{分} = 0.6\text{人/月}$)

・情報公表対象者となる女性が本庁部局長・次長相当職(0名)及び本庁課長相当職(1名)であるため、上記のとおり表示している。

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当や住居手当は男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は96.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合は89.4%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・暫定再任用職員及び会計年度任用職員等について職責等が高い男性の割合が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：千葉県病院局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	69.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	39.2%
全職員	62.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	76.7%
本庁課長補佐相当職	79.3%
本庁係長相当職	66.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.2%
31～35年	94.7%
26～30年	81.7%
21～25年	70.9%
16～20年	60.9%
11～15年	69.9%
6～10年	76.0%
1～5年	59.0%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、 $23\text{時間}15\text{分} \div 38\text{時間}45\text{分} = 0.6\text{人/月}$)

【任期の定めのない常勤職員】

・男性の方が時間外勤務が長く、その差による一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は31%となっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・会計年度任用職員の男女比は1:3であるところ、医師の男女比は3:1となっており、給与水準の高い一部の職について男性が多くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。